京医国発第48号
令和8年1月5日

組合員各位

京都府医師国民健康保険組合理事長

令和8年度保険料額および医療保険料に関する申告について（通知）

平素は当組合事業運営にご協力賜り感謝いたしております。

第174回臨時組合会にて、令和8年度保険料の改定が決定いたしました。

下記のとおり医療保険料、後期高齢者支援金保険料および月額上限額を改定し、国の「子ども・子育て支援制度」の開始に伴い、子ども・子育て支援金保険料を新設いたします。（制度の詳細については、同封のリーフレットをご参照ください。）

なお、介護保険料および第二種組合員保険料は現行どおり据え置きとし、改定はございません。

課税総所得金額が600万円未満の第一種組合員のみ、右記の要領にて組合へご申告ください。

◎第一種組合員（75歳未満組合員）〔月額〕

項	令和7年分の課税総所得金額	保険料	内訳		保険料に関する申告書
			医療保険料	後期高齢者支援金保険料	
1	600万円以上	48,000円	42,000円	6,000円	提出不要
2	400万円以上　600万円未満	43,000円	37,000円	6,000円	提出要 ≪提出書類≫の欄をご確認ください。
3	200万円以上　400万円未満	38,000円	32,000円	6,000円	
4	200万円未満	33,000円	27,000円	6,000円	

◎准組合員〔月額〕

保険料	内訳	
	医療保険料	後期高齢者支援金保険料
21,500円	15,500円	6,000円

◎組合員家族・准組合員家族〔月額〕

保険料	内訳	
	医療保険料	後期高齢者支援金保険料
15,000円	9,000円	6,000円

◎准組合員家族のうち18歳に達する日以後、最初の3月31日まで〔月額〕

＊《令和8年度は、平成20年（2008年）4月2日以降に生まれた方》

保険料	内訳	
	医療保険料	後期高齢者支援金保険料
12,000円	6,000円	6,000円

◎第二種組合員（75歳以上組合員）〔月額〕

第二種組合員保険料　5,000円

一世帯あたりの月額保険料上限額（介護保険料除く）

・組合員世帯　75,000円　・准組合員世帯　42,000円

＊介護保険料　第2号被保険者（40歳以上65歳未満の被保険者）　〔月額〕6,000円

40歳の誕生日の前日の属する月から自動的に賦課いたします。65歳の誕生日の前日の属する月からは、第1号被保険者としてお住まいの市町村より徴収されます。

＊子ども・子育て支援金保険料　（18歳以上の被保険者）　〔月額〕500円

《令和8年度は、平成20年（2008年）4月1日以前に生まれた方》

課税総所得金額が 600 万円未満の第一種組合員は、次の要領により組合へご申告ください。

≪提出書類≫

① 様式第 23 号の『令和 8 年度医療保険料に関する申告書』

② 令和 7 年分の課税総所得金額に関する証拠書類（下記のうち、いずれか一点）
- 確定申告書のコピー（受付番号が確認できるもの）
- 源泉徴収票のコピー（給与所得のみの場合で乙欄適用者は該当しません。）

確定申告書のコピーの場合は、下記の表をご確認いただき〇印の書類を添付ください。

	第 一 表	第 二 表	第 三 表
確 定 申 告 書	〇		
確 定 申 告 書（分離課税）			〇

※確定申告書（損失申告用：第四表二）があり、「㊸雑損控除、医療費控除及び寄付金控除の計算で使用する所得金額の合計額」に金額がある場合は、確定申告書（第四表㈠、㈡）をあわせて添付ください。

≪提出期限≫ 令和 8 年 3 月 31 日（火）必着

＊3 月 31 日（火）までに組合が受理した場合、医療保険料の適用は令和 8 年 4 月分からとなります。4 月 1 日以後に受理した場合は、受理した月の翌月からの適用となりますので、ご注意ください。

〒604-8418
京都市中京区西ノ京東栂尾町 6 番地
京都府医師会館 7 F

京都府医師国民健康保険組合
保険料担当 行

点線に沿って切っていただき、封筒に貼ってご使用ください。

TEL 075－822－3310
FAX 075－822－3344

組合記入欄	保険料適用項		
	2	3	4
	適用年月日		
	適用金額		

様式第23号

事務長	課長	係員

令和８年度医療保険料に関する申告書

年　月　日

京都府医師国民健康保険組合理事長　様

記号番号　医　　－

組合員氏名

規約取扱規則第 31 条により、令和７年分の課税総所得金額を次のとおり申告します。

確定申告書〔第一表〕

課税される所得金額㉛の額をご記入ください	円

確定申告書・分離課税〔第三表〕

課税される所得金額㊽～㊺の合計額をご記入ください	円

確定申告書・損失申告〔第四表〕

第四表（二）㊸「雑損控除、医療費控除及び寄付金控除の計算で使用する所得金額の合計額」に金額がある場合は、確定申告書第四表（一）、（二）をご提出ください

給与所得のみの場合（源泉徴収のみで、確定申告を要しない場合）

【給与所得控除後の金額】から【所得控除の額の合計額】を差し引いた額をご記入ください	円

◎　組合が受理した月の翌月からの適用となります。

参　考

令和８年度　資格・年齢別保険料詳細

組合員・家族　［月額］

単位：円

		40歳未満	40～64歳	65～74歳	75歳以上（第二種組合員）	家族（１人につき） 18歳未満	18歳～39歳	40歳～64歳	65歳～74歳
内訳	医療保険料	42,000	42,000	42,000	－	9,000	9,000	9,000	9,000
	後期高齢者支援金保険料	6,000	6,000	6,000	－	6,000	6,000	6,000	6,000
	第二種組合員保険料	－	－	－	5,000	－	－	－	－
保険料小計		48,000	48,000	48,000	5,000	15,000	15,000	15,000	15,000
世帯保険料上限		75,000							

（介護保険料、子ども・子育て支援金保険料については別途加算）

介護保険料	－	6,000	－	－	－	－	6,000	－
子ども･子育て支援金保険料	500	500	500	－	－	500	500	500

※令和７年分の課税総所得金額が600万円未満の第一種組合員（75歳未満）は、申告により医療保険料が減免されます。

准組合員・家族　［月額］

単位：円

		40歳未満	40～64歳	65～74歳	家族（１人につき） 18歳未満	18歳～39歳	40歳～64歳	65歳～74歳
内訳	医療保険料	15,500	15,500	15,500	6,000	9,000	9,000	9,000
	後期高齢者支援金保険料	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
保険料小計		21,500	21,500	21,500	12,000	15,000	15,000	15,000
世帯保険料上限		42,000						

（介護保険料、子ども・子育て支援金保険料については別途加算）

介護保険料	－	6,000	－	－	－	6,000	－
子ども･子育て支援金保険料	500	500	500	－	500	500	500

※18歳未満については、18歳に達する日以後最初の3月31日まで。≪令和8年度は、平成20年（2008年）4月2日以降に生まれた方≫

（備考）・月額保険料上限については、医療保険料+後期高齢者支援金保険料が対象です。
介護保険料および子ども・子育て支援金保険料の対象の方については、月額保険料上限額にそれぞれ対象者分を加算した合計額が世帯月額保険料となりますので、ご注意ください。

【例】組合員上限世帯算出方法	組合員（45歳）	配偶者（39歳）	子（19歳）	子（15歳）	小計
医療保険料 後期高齢者支援金保険料	48,000	15,000	15,000	15,000	93,000→ 【月額上限】① 75,000
介護保険料	6,000	－	－	－	② 6,000
子ども・子育て支援金保険料	500	500	500	－	③ 1,500
世帯月額保険料					（①+②+③） 82,500

・介護保険料については、対象の方（第２号被保険者）に自動的に賦課・徴収します。
【対象月】40歳の到達月（誕生日の前日の属する月）から65歳の到達月（誕生日の前日の属する月）の前月分まで。
65歳の到達月（誕生日の前日の属する月）以降は各市町村へお納めください。